

令和２年６月大竹市議会定例会（第３回）議案の概要

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	報告第５号	大竹市土地開発公社の経営状況について (建設部監理課)	〔一般会計〕 ○収益的収入及び支出 ・収 入 8, 2 7 7, 9 2 5 円 ・支 出 6, 5 0 8, 7 4 7 円 ・当期純利益 1, 7 6 9, 1 7 8 円	副 市 長
2	議案第 42 号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員 ^{にいや よしひろ} 新矢 佳弘 氏が、令和２年６月３０日付けで辞職することとなったので、その後任として ^{お ぎ かずゆき} 小城 和之 氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
3	議案第 43 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和２年７月１９日をもって満了となるので、引き続き ^{はしむら じつお} 橋村 實男 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
4	議案第 44 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和２年７月１９日をもって満了となるので、引き続き ^{まさき しずお} 正木 静夫 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
5	議案第 45 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和２年７月１９日をもって満了となるので、引き続き ^{しまばら じゅんじ} 島原 順二 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
6	議案第 46 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、引き続き たなか ひろゆき 田中 博幸 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
7	議案第 47 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、引き続き おがわ ゆきえ 小川 裕希恵 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
8	議案第 48 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、新たに まるこ みさお 丸小 操 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
9	議案第 49 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、新たに ひがしだ やすお 東田 保夫 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
10	議案第 50 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、引き続き ふるき まちこ 古木 麻知子 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
11	議案第 51 号	農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	農業委員会委員の任期が令和 2 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、新たに 石井 昌嗣 ^{いしい しょうし} 氏を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長
12	議案第 52 号	固定資産評価員の選任の同意について (総務部総務課)	4 月 1 日付けの人事異動に伴い、新しく市民税務課長となった 岡崎 ^{おかざき} 研二 ^{けんじ} 氏を固定資産評価員に選任することについて、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長
13	議案第 53 号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由及び内容 地方自治法施行令の一部が改正されたので、パートタイムの会計年度任用職員の最低責任額の算定に期末手当を含むこととするよう本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日 公布の日	総務部長
14	議案第 54 号	大竹市手数料条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由及び内容 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードが廃止されたので、通知カードの再交付手数料を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日 公布の日	市民生活部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
15	議案第 55 号	大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由及び内容 広島県重度心身障害者医療費公費負担事業において、医療費の支給に係る所得制限の特例が設けられたことに伴い、人工呼吸器等装着者であって特別な事情があると市長が認めた者について、重度心身障害者医療費の支給に係る所得制限を適用しないこととするため、本条例の一部を改正するもの。 2 施行期日等 公布の日。ただし、改正後の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に行われる診療等に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
16	議案第 56 号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1) 地域型保育事業所卒園後の受入先確保について、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、受入先確保のための連携施設の確保は不要とする。 (2) 居宅訪問型保育事業について、保護者の疾病、障害等により家庭において養育することが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化する。 3 施行期日 公布の日	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者										
17	議案第 57 号	市道路線の認定について (建設部土木課)	次のとおり市道路線の認定をするため、道路法の規定により、市議会の議決を求めるもの。 1 認定する路線 <table><tr><th>路線番号</th><th>路線名</th><th>起 点</th><th>経過地</th><th>終 点</th></tr><tr><td>6006</td><td>松ヶ原 6 号線</td><td>松ヶ原町字鶯池 824 番 3 地先</td><td>廿日市市大野字経小屋 11836 番 3 地先</td><td>松ヶ原町字鶯池 828 番 5 地先</td></tr></table> 2 認定の理由 平成 30 年度から広島県実施の治山事業に際し、工事用道路として拡張された当該路線について、事業終了後も原状に戻されることなく、松ヶ原地区の主要な生活道路として利用される見込みであるため、市道路線として認定するもの。	路線番号	路線名	起 点	経過地	終 点	6006	松ヶ原 6 号線	松ヶ原町字鶯池 824 番 3 地先	廿日市市大野字経小屋 11836 番 3 地先	松ヶ原町字鶯池 828 番 5 地先	建設部長
路線番号	路線名	起 点	経過地	終 点										
6006	松ヶ原 6 号線	松ヶ原町字鶯池 824 番 3 地先	廿日市市大野字経小屋 11836 番 3 地先	松ヶ原町字鶯池 828 番 5 地先										
18	議案第 58 号	令和 2 年度大竹市一般会計補正予算 (第 5 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 2 0 6 , 3 7 6 千円 (詳細は次頁 3 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 2 0 , 8 7 9 , 9 9 1 千円 2 債務負担行為の補正 追加 <table><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>小学校学習用端末の借上げに要する経費</td><td>令和 3 年度から 令和 7 年度まで</td><td>73,706 千円以内</td></tr><tr><td>中学校学習用端末の借上げに要する経費</td><td>令和 3 年度から 令和 7 年度まで</td><td>37,109 千円以内</td></tr></table>	事項	期間	限度額	小学校学習用端末の借上げに要する経費	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	73,706 千円以内	中学校学習用端末の借上げに要する経費	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	37,109 千円以内	副市長	
事項	期間	限度額												
小学校学習用端末の借上げに要する経費	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	73,706 千円以内												
中学校学習用端末の借上げに要する経費	令和 3 年度から 令和 7 年度まで	37,109 千円以内												

3 補正予算の内訳

○歳出

○歳入

(単位：千円)

款	事業名	補正額	款	説明	補正額
2 総務費	コミュニティづくり推進事業	4,700	21 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金 (一般コミュニティ)	4,700
	税務事務	15,000			
3 民生費	私立保育所等委託事業	79,640	15 国庫支出金	保育所等整備交付金	63,712
			19 繰入金	ふれあい福祉基金繰入金	15,928
8 土木費	道路・橋りょう新設, 改良事業	6,500			
	市営住宅御園団地整備事業	65,918	17 財産収入	土地売却収入	33,071
			21 諸収入	市営住宅御園集会所移転補償費	32,847
9 消防費	消防団資機材整備事業	1,000	21 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金 (地域防災組織育成)	1,000
10 教育費	小学校管理運営事業	18,814	15 国庫支出金	公立学校情報機器整備費国庫補助金	△ 1,800
	中学校管理運営事業	4,556			△ 3,150
	小学校教育支援事業	2,768			
	総合市民会館管理事業	7,480	21 諸収入	スポーツ振興くじ助成金	4,681
			19 繰入金	財政調整基金繰入金	55,387
歳 出 合 計		206,376	歳 入 合 計		206,376